

上島小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

1 はじめに

児童は小学校に入学し、初めて出会う人たちと触れ合い、一緒に活動することを通して、人との良好な関係をつくる方法や心構えを学んでいきます。もちろん、そういった力は短期間で身に付くわけではなく、様々な活動や共同作業、あるいはトラブルやけんかのような衝突を経ながら、相手の気持ちを考えることや、互いに我慢し合うことの大切さを身をもって学んでいくのです。

小学校で、一人ではなく集団で学校生活を送る意義の一つがここにあります。誰もが入学直後からうまく人間関係をつくれるとは限らないのです。何度もクラス替えを経験し、人との関係づくりの能力を身に付けていきます。ところが、そこに「いじめ」という「人としての誇りや尊厳を踏みにじる許されざる行為」が起こると、いじめに関係した児童もそれぞれに自覚がないに関係なく、その行為は、いじめを受ける児童の心を傷つけ、時として命に関わる事態を招く可能性も出てしまいます。

きっかけがどのようなことであっても、いじめ行為の過程では、不信・不安・怒り・憎しみ、恐怖など、心の育ちを大きく損なう負の感情が生まれ、一方的に被害者を苦しめます。また、行為者には、相手の気持ちを考える思いやりも、自らの気持ちを抑える自制心も育ちません。いじめは、学校に限らず、集団で生活する人間社会に、あってはならない卑劣な行為です。

いじめから児童を守るためには、児童を取りまく全員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、児童自らは、互いを認め合い、よりよい人間関係を築くことで、いじめの無い環境をつくり出す当事者であることを自覚させなければなりません。

いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の課題です。「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国・浜松市の基本的な方針に基づき、上島小学校の基本方針をまとめました。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むとともに、良好な人間関係づくりの能力を育てる場としての学校の役割を果たしていきます。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。また、いじめには多様な表れがあることに留意して、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その児童や周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。

(2) いじめの理解

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝です。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失う等、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかつたり閉鎖的だつたりする問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

(3) いじめの考え方

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（法第4条）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの児童にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象とした対応が求められます。

いじめが起きたとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。また、社会全体で、健やかでたくましい児童を育成し、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめに向かわない児童を育てていくことも必要です。上島小学校では、学校や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止に取り組みます。いじめはできるだけ早期に発見し、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめ対策委員会の設置

① 基本方針

- いじめの早期発見・早期対応に努め、具体的、継続的に指導する。
- いじめを起こさない学校にするため、児童と職員が一緒になって考え合う。
(児童の自浄力や正義感の育成を図る)
- 思いやりの心を大切にする教育や命を大切にする教育の充実を図る。
- 児童一人一人のよさを生かす活動や自己肯定感を感じる活動を展開する。
(居場所づくり)

② 組織構成

| | |
|------|--------------------------|
| 委員長 | 校長 |
| 副委員長 | 教頭・生徒指導主任・いじめ対策コーディネーター |
| 委員 | 主幹教諭・学年主任・担任・養護教諭 |
| 特別委員 | スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー |

③ 運営

- 運営委員会と同時期に毎月開催する。
- いじめを認知後、校長の要請により速やかに特別委員会を開催する。

④ 活動内容の具体

- いじめを含めた人権教育の状況の検討会
 - ・学年主任は学年の状況を報告
 - ・いじめ対策コーディネーターは、巡回の状況や児童の状況を報告
 - ・養護教諭は保健室に来る児童の状況や、欠席状況から見た児童の状況を報告

- いじめ認知時の対応方法決定
 - ・「いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って対応する。
 - ・いじめ対策コーディネーターが中心となって、状況を報告し、共通理解を図る。
- いじめ防止の方策決定
 - ・職員会議などで、全職員に対しいじめに関する研修を行う。
 - ・生活アンケート（いじめアンケート）の実施
 - ・アンケートの結果と対策を報告
- いじめ問題への具体的な対応過程の検討
 - 機能的な指導体制を作るために、以下の観点から検討する。
 - ・迅速な情報提供がなされたか。
 - ・事実関係の把握が的確であったか。
 - ・児童への指導及び保護者への対応は適切であったか。
 - ・いじめに関わる指導及び指導体制、どこを見直すべきか。
- 人権擁護の立場から、秘密事項が校外に漏れないように配慮する。

(2) 未然防止

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域等それぞれが連携して、個の自立を目指すことが大切です。周囲の大人が温かく見守る中で、児童は、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさ等を学び、社会の一員として自立していきます。そのために学校は、児童と教職員との信頼関係を大切にし、児童同士の望ましい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。

① 道徳教育の充実

道徳の授業では、児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての気高さや心遣い、優しさ等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止します。また、毎月の「思いやりの日」には、道徳の時間等を活用し、生命尊重や親切・思いやりに関する指導を行います。

② 人権教育の充実

どの児童もかけがえのない存在であるという認識に立ち、人間尊重の教育を推進します。全ての児童を全職員で育てるという立場で、日常の触れ合いの中で見つけた個々の児童のよさを積極的に認め励ますことで、児童が自尊感情を育むことができるように努めていきます。

いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に指導します。

(3) 早期発見

いじめの早期発見には、「いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうる」との観点から、学校、家庭、地域が一体となって、児童を見守る体制を整えることが求められます。

学校は、いじめを訴えやすい体制の充実に努め、児童や保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、定期的に生活アンケートと子供相談を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。

〈生活アンケート、子供相談の計画〉

- 5月中旬 第1回アンケート（記名）・子供相談（全児童）
- 6月上旬 第2回アンケート（記名）
- 10月上旬 第3回アンケート（記名）・子供相談（全児童）
- 11月下旬 第4回アンケート（記名）
- 1月下旬 第5回アンケート（記名）・子供相談（該当児童）

※生活アンケート、子供相談の内容は、1・2学期末の面談で保護者に伝える。

(4) 早期対応

いじめを認知した場合には、速やかに特別委員会を開き、深刻な事態を招かないように、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた児童への支援、いじめた児童や周囲の児童への指導等、状況を十分に把握した上で、早期に対応します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 児童が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめが原因で児童が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で児童が一定期間連続して欠席しているとき。
- ・ 児童や保護者から、「いじめを受けて重大事態に至った」という申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で、学校は直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。なお、報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けます。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにします。教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。

(3) 情報の提供

学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(4) 報告・再調査

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行います。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめに関わった児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。